

古賀市長 宛

令和5年度低所得世帯に対するこども加算給付金支給申出書（追加分）

（令和5年度住民税非課税世帯に対するこども加算給付金/令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰緊急支援及びこども加算給付金）

住所 _____
 (申請者) _____
 氏名 _____

令和5年(2023年)12月1日より後にこども加算の対象となる児童が出生又は基準日（令和5年12月1日）時点で、住民票上、別世帯であるが扶養している児童がいるため、下記のとおり申し出ます。

■世帯主の方が、以下の確認欄1，2を記入してください。

●確認欄1（以下の項目を確認し、該当する場合はチェック欄（□）に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/> ①世帯主全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/> ③古賀市以外の市区町村で、令和5年度以降に古賀市と同様の低所得世帯向けの給付金（7万円または10万円相当）を受給していません。

- ※1 ①②③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
 ※2 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

●確認欄2（以下の表に、こども加算の対象となる18歳以下の児童の氏名、生年月日を記載してください。）※既に本給付金を申請した児童については記載しないでください。

- ※1 この申出書で、こども加算の対象となる児童は、次のア、イのいずれかに該当する児童です。
 ア 令和5年12月1日より後に生まれた新生児
 イ 住民票上、別世帯であるが扶養している児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）
 ※2 施設入所児童は、住民票上、同一世帯であっても、こども加算の対象外です。
 ※3 別世帯でこども加算の対象となっている児童は、こども加算の対象外です。

	(フリガナ)	生年月日	同居	住所（別居の場合のみ）
	氏名		別居	
1	(フリガナ)	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2	(フリガナ)	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3	(フリガナ)	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

こども加算対象者 (追加分) 人 × 5万円 = 万円

■上記の確認欄の記入内容に相違ありません。

- ※1 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
 ※2 意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
 ※3 令和6年8月30日までに返送がない場合、または返送した申出書に不備があり、古賀市長が指定する日までに必要な修正が行われない場合は、給付金の受給を辞退したとみなします。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	電話番号	
-------	--	-----	----------	------	--

《裏面もご確認ください》

●受取を希望する振込口座のチェック欄（□）に✓を入れてください。

□以下の給付金で使用した口座を使用する（以下の給付金のうち複数の受け取りがある場合は直近で振り込みを行った口座を使用します）

- ・令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金【7万円/1世帯】
- ・令和5年度住民税非課税世帯に対するこども加算給付金【対象児童1人あたり5万円】
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰緊急支援及びこども加算給付金【（10万円/1世帯）+（対象児童1人あたり5万円）】

□新たな受取口座を使用する ※①の記入と②の提出が必要です。

- ※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。
- ※ 世帯主以外の口座に振込を希望される場合には、下記の【代理確認・受給を行う場合】の欄に代理人名等を必ず記入して下さい。

①【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	種別	口座番号				口座名義（カナ）
			※右詰めでお書きください				※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座					
金融機関コード	支店コード						

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、古賀市緊急支援給付金相談窓口（092-942-1200）までお問い合わせください。

②【提出書類】（振込先金融機関口座確認書類）

振込先金融機関口座確認書類として、下記の書類を台紙に添付してください。

- ・受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ・申出・請求者本人確認書類の写し（コピー）

※申出・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し(コピー)をご用意し、台紙に貼って提出してください。

※世帯主以外の申出等では追加で書類が必要な場合がありますので、表面の連絡先にお問い合わせください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申出者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	
				〒 住所 日中に連絡可能な電話番号 ()

上記の者を代理人と認め、

本給付金の [①確認・請求
②受給
③確認・請求及び受給] を委任します。
←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

申出者
(世帯主)
氏名 署名

代理人確認書類

代理人が確認・受給する場合には、原則、下記の書類が必要となります。

○法定後見人（成年後見人等）の場合

- ①代理権が確認できる書類（登記事項証明書の写し等）
- ②代理人の本人確認書類（※）

○上記以外の代理人の場合

- ①申出者(世帯主)本人の本人確認書類（※）
- ②代理人の本人確認書類（※）

※本人確認書類は、マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写しのいずれか1つをご用意ください。

専用台紙

【提出書類 添付用】

※同封の申請書（請求書）と一緒に提出してください

申請・請求者本人確認書類の写し 【添付】

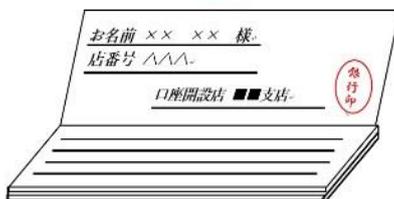
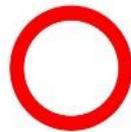
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理人が確認（受給）する場合には、申請者本人の本人確認書類の写しと
あわせて代理人の本人確認書類の写しも提出して下さい。

振込先金融機関の口座確認書類の写し 【添付】

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

(申請書に記入した振込を希望する口座の確認書類を添付して下さい)



1ページ目のコピー



表紙のコピー